



ひまわり

税務と経営

編集 発行人
税 理 士

三 木 泰

事務所 〒597-0071
貝塚市加神1-11-17
TEL 072(431)1644

7月 (文月) JULY
16日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31

ワンポイント 中小企業の資本金

中小企業基本法では中小企業を、資本金・従業員規模により、サービス業は5,000万円以下又は100人以下、小売業は5,000万円以下又は50人以下などと定義していますが、税法上の範囲は異なり、特定同族会社の留保金課税の適用除外規定や法人税の軽減税率では、対象となる中小企業を資本金1億円以下としています。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月17日
- 国 税 / 所得税予定納税額の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 7月31日
- 国 税 / 11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告 (100人以上の事業場) 7月17日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

改正 雇用保険法

雇用保険法の改正が行われ、本年四月一日からは失業等給付に係る雇用保険率が〇・四％引き下げられて一・二％（これを労使で折半）に、雇用安定事業等に係る保険料率は〇・〇五％引き下げられ〇・三％（事業主負担のみ）となりました。

また、雇用三事業のうち雇用福祉事業（中小企業短時間労働者雇管理改善等助成金など）が廃止されると同時にこの事業の対象として、新たに「被保険者になるうとする人」が追加されました。

十月からは、短時間労働者の被保険者区分を廃止して一般被保険者に一本化すること、育児休業給付の拡充、教育訓練給付の受給要件の緩和等失業等給付に係る改正が実施されます。

このうち、を除いた十月実施の改正点について説明します。

に、被保険者期間が通算して「一二月以上」あることに改正されます。

Q₂ 特定受給資格者

前掲の場合、倒産など会社都合で離職する際の受給資格はどうなるのですか。

A₂ その離職理由が、倒産や事業所の縮小・廃止等に伴うものや解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く）等であるものについては、従来通り離職の日以前「一年間」に被保険者期間が通算して「六カ月以上」あれば受給資格を満たしたものとすの特例が設けられました。

Q₃ 被保険者期間

改正後の被保険者期間の計算方法について教えてください。

A₃ 改正前

被保険者期間は、被保険者として雇用された期間を、離職日から遡って一カ月毎に区切っていく、このように区切られた一カ月の期間に賃金支払基礎日数が一四日以上あるときに、その一カ月を被保

険者期間の一カ月として計算します。一カ月毎に区切った結果一カ月未満の端数が生ずることがありますが、その一カ月未満の実日数が一五日以上あり、かつ、その期間内に賃金支払基礎日数が一四日以上あるときには、その期間を被保険者期間の二分の一カ月として計算します。

また、短時間労働被保険者であった人の被保険者期間は、前掲と同様離職日から遡って区切った一カ月の期間に、賃金支払基礎日数が一一日以上あるときに、その期間を被保険者期間の二分の一カ月として計算します。区切った期間に一カ月未満の端数が生じた場合は、その期間の実日数が一五日以上あり、その期間内の賃金支払基礎日数が一一日以上あるときに、その期間を被保険者期間の四分の一カ月として計算します。

改正後

被保険者期間について、一カ月の賃金支払基礎日数が「一日」（改正前は一四日）以上ある期間を一カ月として計算すると同時に、短時間労働被保険者に係る規定（前掲「また」以下）は廃止されました。

4 賃金日額
改正後の賃金日額の算定方法について教えてください。

改正前

A4 基本手当算定の基礎となる賃金日額は、被保険者期間として計算された最後の六カ月（短時間労働被保険者の場合は、被保険者期間の二分の一カ月として計算された期間を一カ月として計算）に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三カ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く）の総額を一八〇で割った額です。

改正後

短時間労働被保険者が一般被保険者に一本化されることにより、短時間労働被保険者の賃金日額の計算（前半（ ）内）が廃止されました。

5 高年齢求職者給付金
高年齢求職者給付金の支給要件を教えてください。

改正前

A5 高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（1）

その期間に短時間労働被保険者であった期間がある高年齢継続被保険者や（2）ケガ・病気の理由により引き続き三〇日以上賃金の支払を受けることができなかつた高年齢継続被保険者については、その日数を一年に加算した期間（最大でも四年間）、以下同じ）に被保険者期間が通算して六カ月以上あつたときに支給されます。

改正後

離職の日以前一年間（前掲（1）廃止、（2）変更なし）に、被保険者期間が通算して六カ月以上あることに改正されます。つまり、短時間労働被保険者であつた期間がある高年齢継続被保険者の規定がなくなつたことに伴う改正です。

6 特例一時金の引下げ
特例一時金の給付水準が引き下げられたそうですが、同給付金の支給要件、支給額等について教えてください。

A6 季節移動労働及び短期の雇用雇用特例被保険者が失業した場合については、一般の常用雇用労働者と異なり、求職者給付としての

基本手当ではなく、特例受給資格者として、特例一時金が支給されます。

この特例一時金の額が、一般被保険者であつた受給資格者と同様の方法により算定した基本手当日額の五〇日分から三〇日分に減額されます。ただし、当分の間は四〇日分とする経過措置が設けられました。

7 育児休業給付制度の拡充
育児休業給付制度が拡充されたそうですが、その内容を教えてください。

A7 育児休業基本給付金は、一般被保険者が、原則として一歳に満たない子を養育するための休業を取得した場合であつて、その休業開始二年前に「みなし被保険者期間」（休業開始日を被保険者でなくなつた日とみなして、その日前二年間に賃金支払基礎日数が一日以上ある月を一カ月として計算すること）が通算して二カ月以上あるときに支給されます。

育児休業給付制度には、育児休業基本給付金（育児休業取得者の賃金が、休業開始時に比べて八割未満である等一定要件を満たしたときに支給される）と育児休業者職場復帰給付金（育児休業基本給付金を受けた被保険者が引き続き六カ月以上雇用されているときに支給される）の二つがあります。

改正前
育児休業給付は休業前賃金の四〇％（育児休業期間中の三〇％、一〇％）です。

改正後

平成二十二年三月三十一日まで
に育児休業基本給付金の支給に係る育児休業を開始した被保険者については、育児休業者職場復帰給付金の額が、育児休業基本給付金の支給日数に休業開始時賃金日額に「二〇％」を掛けた額に引き上げられ、育児休業前賃金の五〇％（三〇％、二〇％）になります。

なお、合わせて育児休業基本給付金の支給を受けた期間も、基本手当の所定給付日数に係る算定基礎期間（被保険者として雇用された期間）の算定から除外する改正が行われます。

特定受給資格者 - 時間外労働が多い場合



雇用保険の「特定受給資格者」と認められると、給付面で優遇されるのですが、その具体例を教えてください。



特定受給資格者とは、倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立または手形取引の停止）、業務停止命令、事業所の縮小または事業の転換、事業所の廃止、事業所の移転により通勤が困難となったことなどによるものや解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く）等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいいます。

特定受給資格者に該当すると認められると、給付制限（一定期間、基本手当の支給を制限すること）がないため待期間満了後すぐに基本手当が受けられ、さらに退職時の年齢と

被保険者であった期間に応じて所定給付日数がかかなり多くなる場合があります。

この特定受給資格者の具体的理由のひとつに「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」第3条に基づく延長時間の限度のうち1か月を単位とした延長時間の限度である45時間（育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業取得者にあつては24時間）を超える時間外労働が、離職直前3か月間（賃金締切日を起算日とする各月）に連続して行われていたため離職した場合があります。

ただし、次に該当する場合は、この期間を除いて算定します。

離職直前3ヵ月において退職を申し出たことにより有給休暇を取得している場合

体調不良等やむを得ない理由により時間外労働が行われていない月がある場合

手続きは通常どおりで、資格喪失の届出の際、タイムカード、賃金台帳、給与明細書などを所轄ハローワークに提示することにより行います。

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚、行方不明（孤児）、父の死亡、父親から一年以上遺棄されているなどの理由により父親と生計を同じくしていないいわゆる母子家庭等の生活の安定を図り、自立を促進するために支給されるものです。支給額は、受給資格者の収入から給与所得控除等を差し引き、それに養育費の八割相当額を加えた所得額と所得制限限度額を比較し

て、全部支給（月額四万一、七二〇円）、一部支給（月額四万一、七一〇円から九、八五〇円まで一〇円きざみで定められている）、支給停止のいずれかが決定されます。詳しくは住所地の市区町村にお問い合わせ下さい。

なお、児童扶養手当には児童手当との調整規定がありませんので、双方の支給要件を満たせば両方の手当を受けることができます。

児童手当の支給額引上げ

急速に進む少子化への対策の一環として、児童手当に係る改正が行われ、本年4月から実施されています。

今回の改正により、出生順位にかかわらず児童1人につき月額1万円が支給されることになりましたが、第1子、第2子が3歳以上となったときには、本来額の5千円に引き下げられます。

児童手当は認定請求した日の翌月から支給されますので、住所地の市区町村の担当窓口に出生届を提出（誕生日から14日以内）後すぐに、必要書類を添付して「児童手当認定請求書」を提出するとよいでしょう。

なお、本手当には、扶養親族等と公的年金の加入制度により所得制限があります。厚生年金保険等加入者の場合は、扶養親族等がないときは532万円（国民年金年金加入者又は年金未加入者の場合は460万円）で、扶養親族等があるときはその額に1人につき38万円を加算した額となります。